明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

▷

○

○国土交通省令第六十四号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上交通安全法施行規則の一部改正）

第一条　海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　交通方法	第二章　交通方法
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十三条の二―第二十三条の四）	第五節　船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十三条の二―第二十三条の四）
第六節　指定海域における措置（第二十三条の五―第二十三条の七）	
第三章・第四章　（略）	第三章・第四章　（略）
附則	附則
（法第二条第二項第三号ロに掲げる船舶）	（法第二条第二項第三号ロに掲げる船舶）
第二条　法第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める船舶は、法第三十六条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十一条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。	**第二条**　法第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める船舶は、法第三十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十一条第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。
2　（略）	2　（略）
（追越しの禁止）	（追越しの禁止）
第五条の二　（略）	**第五条の二**　（略）
2　法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第五条に規定する緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が四ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が四ノット未満で航行している船舶とする。	2　法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第四条に規定する緊急用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が四ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が四ノット未満で航行している船舶とする。
（緊急用務を行うための船舶の指定の申請）	（緊急用務を行うための船舶の指定の申請）
第十六条　令第五条の規定による指定を受けようとする者は、別記様式による申請書をその者の住所地を管轄する管区海上保安本部長（以下この節において「所轄本部長」という。）に提出しなければならない。	**第十六条**　令第四条の規定による指定を受けようとする者は、別記様式による申請書をその者の住所地を管轄する管区海上保安本部長（以下この節において「所轄本部長」という。）に提出しなければならない。
2　所轄本部長は、令第五条の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。	2　所轄本部長は、令第四条の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。